

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成27年1月30日)

TA
WA
S

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年1月30日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔(やましたみのる)

香川 洋二(かがわ ようじ)

十川 信孝(そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

措置を講じた旨の通知があったもの

H27.1.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H24	H25.2.20	第1号	指摘	見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの	P3	健康福祉局	障がい福祉課	H27.1.8
No.2	H24	H25.2.20	第1号	指摘	執行同等の事務処理を適正にすべきもの	P4			
No.3	H26	H26.11.21	第30号	意見	各種計画への事業登載の妥当性検証等について	P15	環境局全体		H27.1.7

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象局	平成24年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年1月8日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札又は随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示されているが、平成24年度地域活動支援センターⅠ型事業の実施及び委託契約の協議に係る執行伺決裁には、履行保証に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	3ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
措 置 結 果	地域活動支援センターⅠ型事業の実施及び委託契約の協議に係る執行伺決裁における履行保証に関する表記については、平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」に基づき、平成25年度から適正に行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象局	平成24年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年1月8日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	執行同等の事務処理を適正にすべきもの		
内 容	平成23年度高松市母子福祉資金等利子補給金の支出については、支出命令書の起票日が平成24年3月31日となっているにもかかわらず、執行何の施行日及び支出負担行為何の決裁日が支出命令書の起票日以後の日付となっているので、今後は、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	4ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 障がい福祉課
措 置 結 果	高松市母子福祉資金等利子補給金の支出については、平成25年度から支出命令書の起票日を執行何の施行日及び支出負担行為何の決裁日以降となるよう、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象局	平成26年度／環境局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成26年11月21日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成27年1月7日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	各種計画への事業登載の妥当性検証等について		
内 容	<p>第6次高松市行財政改革計画（平成25～27年度）に登載された環境局所管の「ESCO事業の導入」は、平成25年度の実績報告によると、早々に中止されているが、事情聴取における同計画への登載及び事業の中止に至った経緯についての説明では、積極的な姿勢はうかがえたものの、説得力が不十分であると見受けられたので、今後、行財政改革計画を始めとする各種計画への事業の登載又は見直しにおいては、市民への説明責任を念頭に、その妥当性や必要性について十分に検討又は検証した上で、各種計画への反映及び公表を行い、当該事業の効果的な推進に努められたい。</p>		
公表文該当 ページ	15ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/1121.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	環境局全体
措 置 結 果	<p>ESCO事業については、平成24年12月議会で導入可能性調査に係る補正予算案の議決後、業者を選定し平成25年2月に委託契約を締結したが、同年5月末に委託業者から提出された調査結果報告書などにより、導入が困難との結論に至ったことから中止した。</p> <p>一方、第6次高松市行財政改革計画（平成25～27年度）の公表は平成25年4月であったため、「ESCO事業の導入」を当該計画に登載しながら、事業を中止することとなったものである。</p> <p>監査委員からの意見を踏まえ、平成26年12月26日に開催した局内課長会において、今後、各種計画への事業の登載は、その妥当性や必要性を十分に検討等した上で行うことを確認した。</p>